

## 平成30年度 第9回庁議要旨

日時：平成30年8月7日（火）  
午前9時～午前9時55分  
会場：庁議室

### [審議事項]

#### 1 一般社団法人日本カーシェアリング協会との災害時の相互応援に関する協定の締結について (復興政策部、総務部)

東日本大震災を契機に本市で生まれた「コミュニティ・カーシェアリング」を推進する一般社団法人日本カーシェアリング協会では、震災後、カーシェアリングを活用した地域コミュニティの再生に注力しており、平成27年からは総合防災訓練において災害時での電気自動車を活用した防災意識の向上を図る等の連携を行ってきた。

行政の力だけではカバーしきれない災害時の対応について、一般社団法人日本カーシェアリング協会と協定を締結し、電気自動車を活用した非常用電源の供給と被災者の移動支援、被災後の地域コミュニティの形成等の対応を行い、災害時における応急対策及び復旧対策を円滑に行うもの。

#### (1) 主な内容

##### ① 趣旨

災害が発生した場合において、相互に相手方の要請に応え応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定める。

##### ② 内容

- (ア) 保有する電気自動車を活用した避難所等での電源供給
- (イ) 被災者への移動支援（車両の貸し出し等）
- (ウ) 全国に向けた支援の呼びかけ、支援者の受入れ
- (エ) コミュニティの復旧支援
- (オ) その他、本市からの要請事項

##### ③ その他

要請事項を明らかにし、電話又は電信により連絡担当部局（危機対策課）を通じて要請を行う。

#### (2) 今後の予定

平成30年8月17日 災害時の相互応援に関する協定締結

#### 2 石巻市かわまち交通広場の指定管理者の指定について（産業部）

石巻中央地区の中心市街地は、石巻の歴史、文化、産業を育んできた地域であり、特に旧北上川の川沿いは、古くから川湊として市民に親しまれてきたことから、このエリアを震災後の観光交流及び地場産業の復興を先導する新たな拠点とすべく、かわまち交流拠点整備事業として官民一体で基盤・施設整備に取り組んでいる。

かわまち交流拠点施設のひとつである「石巻市かわまち交通広場」の整備が本年6月に完了した

ことから、公の施設として「石巻市かわまち交流拠点条例」に位置付けるとともに、拠点エリア内の他施設と効果的な管理・運営を図るため、指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

(ア) 名称	石巻市かわまち交通広場
(イ) 所在地	石巻市中央二丁目1番1
(ウ) 施設規模	(面積) 1,458.72㎡
	(附帯施設) 車止め、バスシェルター、総合案内サイン、ベンチ、照明灯など
(エ) 乗入車両	㈱ミヤコーバスが運行するバス及びタクシー（滞留なし、乗降のみ） 乗入許可車以外は進入禁止とする。
(オ) 運営形態	指定管理の方法による。

② 指定する法人及び選定方法

(ア) 選定候補者	一般社団法人石巻観光協会（石巻市穀町14-1）
(イ) 選定方法	非公募
(ウ) 選定理由	拠点施設内の「石巻市かわまち交流センター」、「石巻市かわまち立体駐車場・バス駐車場」の指定管理者である一般社団法人石巻観光協会を「石巻市かわまち交通広場」の指定管理者とすることにより、拠点内の施設を一体的に維持管理・活用することで交流人口の増加や賑わい創出による中心市街地の活性化を円滑に図っていくことができる。

③ 指定期間 平成30年10月1日から平成34年3月31日

④ 開場時間 午前9時から午後9時まで

(2) 今後の予定

- 平成30年 8月 宮城県タクシー協会石巻支部と協議が整い次第、乗入れ開始予定
- 9月 市議会第3回定例会に石巻市かわまち交流拠点条例の一部改正及び指定管理者の指定について提案（平成30年10月1日施行予定）  
指定管理者と変更基本協定及び変更年度協定を締結
- 10月 石巻市かわまち交通広場の指定管理開始  
㈱ミヤコーバス（路線バス）の乗入開始

3 石巻市桃生太田地区児童プールの廃止について（教育委員会）

石巻市桃生太田地区児童プールについては、施設の老朽化等や、地元住民による運営難等の理由により、平成19年7月から休止の状態となっている。

また、施設は建設後38年が経過しており、本体や外構施設の老朽化に伴う事故等の危険性や、水槽内の雨水の滞留により、隣接する住民に与える環境衛生面も懸念される状況となっている。

このことから、昨年2回にわたり当該施設のあり方について地元関係者と話し合いを重ねたところ、廃止し解体することで協議が調った。

プールの老朽化による事故防止と環境整備のため、当該施設を廃止するもの。

(1) 主な内容

廃止する施設

石巻市桃生太田地区児童プール

- ① 施設の位置 石巻市桃生町太田字拾貫貳番 7 1 番地 2
- ② 供用開始年月 昭和 5 5 年 7 月
- ③ 施設構造 鉄筋コンクリート造 3 2 5 m<sup>2</sup>
- ④ 施設内容 プール (2 5 m × 4 コース)、脱衣所、機械室、便所等

(2) 今後の予定

平成 3 0 年 9 月 市議会第 3 回定例会へ石巻市桃生スポーツ施設条例の一部改正について提案  
(公布の日から施行予定)  
石巻市桃生スポーツ施設管理規則の一部改正  
(公布の日から施行予定)

平成 3 0 年度中 石巻市桃生太田地区児童プールの解体

[報告事項]

1 ふるさとチョイスによる被災地支援について (復興政策部)

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」の運営会社(株)トラストバンクが、平成 3 0 年 7 月豪雨による被災地の継続的な支援のため、参加自治体が集めたふるさと納税の寄附金の一部を被災地に届ける「被災地支援パートナーシップ」を宣言した。

「被災地支援パートナーシップ」を活用して、平成 3 0 年 7 月に豪雨災害の被災地に対して寄附を行うもの。

(1) 主な内容

被災地支援パートナーシップについて

- ① 趣旨に賛同した自治体から、寄附金額の 3 % を災害に対する寄附金として徴収 (自治体任意で決めた設定日から 8 月末日までの期間で適用) する。
- ② 災害に対する寄附金の対象は 7 府県 (京都府、高知県、福岡県、広島県、愛媛県、岡山県、山口県) ※災害救助法適用自治体
- ③ 災害に対する寄附金の配分は(株)トラストバンクが決定し、1 1 月初旬に被災地へ振り込み (参加自治体の一覧表も配付)
- ④ 本事業に参加した自治体は、ふるさとチョイス内で被災地応援自治体であることのアイコンやバナー広告で表示される。

(2) 今後の予定

平成 3 0 年 8 月 被災地支援パートナーシップに参加  
9 月 寄附金の 3 % を被災地支援寄附金として(株)トラストバンクが徴収  
1 1 月 (株)トラストバンクから被災地へ寄附

2 石巻地区広域行政事務組合規約の変更について (総務部)

石巻広域圏の可燃性一般廃棄物を適正に処理するため、石巻市重吉町に「石巻広域クリーンセンター」を建設し、平成 1 4 年 1 2 月から操業してきた。

これまで、その建設に要した公債費の償還については、関係地方公共団体がそれぞれの負担割合

に応じて負担してきたところであるが、平成30年3月の償還をもって終了したことから、当該負担割合を規定した石巻地区広域行政事務組合同規約に変更が生じるもの。

石巻地区広域行政事務組合同規約の変更に伴い、関係地方公共団体それぞれの議会の議決を必要とするもの。

#### (1) 主な内容

規約中、ごみ焼却施設負担金において、平成14年12月に操業開始した「石巻クリーンセンター」建設に要した公債費に係る関係地方公共団体の負担割合を削るもの。

#### (2) 今後の予定

平成30年 9月 平成30年石巻市議会第3回定例会に議案提出  
10月1日 議決書抄本及び協議書を石巻地区広域行政事務組合へ提出  
10月 関係地方公共団体(東松島市及び女川町)との協議が成立した日から施行

### 3 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例について(産業部、財務部)

現行では、固定資産税の不均一課税を行った場合に国から地方公共団体へ減収補填が講じられているが、「地域再生法」及び「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」の一部が改正され、移転型事業に限り、課税免除を行った場合も減収補填の対象に追加された。

企業の地方拠点の強化及び移転を税制面から支援することにより、安定した良質な雇用創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出し、本地域経済の活性化を実現するもの。

#### (1) 主な内容

##### ① 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除

地域再生法による宮城県作成の地域再生計画に基づき、東京23区に本社を置く企業が地方活力向上地域特定業務施設(本社機能としての事務所、研修所及び研究所)整備計画を地域再生計画の公示日から平成32年3月31日までに、県から認定を受け、同計画の認定の日から2年以内に計画に沿った建物、構築物、償却資産の特別償却設備で、合計取得価格が大企業で3,800万円超、中小事業者、中小企業者及び連結法人等は1,900万円超のものを新設した場合、新たに固定資産税が課税されることとなる年度以降3か年度に限り課税免除とする。

##### ② 石巻市地方活力向上地域

- ・都市計画法上の用途地域指定区域全域(新市街地及び須江地区産業用地を含む)
- ・用途地域指定区域外は、ものづくり特区、愛ランド特区の復興産業集積区域等

#### (2) 今後の予定

平成30年9月 市議会第3回定例会に石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について提案予定(公布の日から施行)  
石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正(公布の日から施行)

#### 4 建築基準法に基づく制度の新設に係る手数料規定等の見直しについて（建設部）

最近の大規模火災や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建物ストックの活用、木造建築物の整備の推進などの社会的要請等に対応して規制を見直した「建築基準法の一部を改正する法律」が平成30年6月に公布された。

建築基準法の一部改正に伴い、石巻市建築基準等に関する条例で定める手数料規定等の改正を行うもの。

##### (1) 主な内容

###### ① 接道規制の適用除外に係る手続の見直し（法第43条第2項第1号関係）

接道規定の適用を除外できる手続として、これまであった「許可」に加えて、「認定」の制度を創設し、法に定める道路に該当しない幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する敷地で、特定行政庁が認めるものは、接道規定の適用を除外できるものとする。

許可等の申請の区分	手数料の額
法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請	27,000円

###### ② 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の見直し（法第85条第6項関係）

仮設許可の期間は原則1年以内であるが、国際的な規模の会議や競技会に使用するもの等は、1年を超えて許可することができるものとする。

許可等の申請の区分	手数料の額
法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下 80,000円
	延べ面積100㎡超500㎡以下 120,000円
	延べ面積500㎡超 160,000円

##### (2) 今後の予定

石巻市建築基準等に関する条例の施行期日：改正建築基準法の施行日

#### 5 市営住宅等の明渡訴訟について（建設部）

被告3名は、市営住宅の家賃等を長期にわたり滞納し、本市の再三にわたる督促や催告にも応じず、納付誓約したにも関わらず不履行が続いていたことから、公営住宅法及び石巻市営住宅条例に基づく当該住宅等の明渡訴訟等を行い、判決が確定したもの。

なお、提訴するに当たっては、地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分の指定に基づき、平成30年2月6日付で市長専決処分を行った。

家賃等滞納となっている市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めることにより、市営住宅の管理の適正化を図る。

##### (1) 主な内容

判決の内容：3件

物件目録記載の建物等の明渡し、滞納家賃等及び明渡済日までの賠償金の支払い並びに訴訟費用の被告負担の判決が言い渡された。

※判決後、退去期限を設定し、自主退去の通告及び滞納家賃等の納付確認を行う。

## (2) 今後の予定

- ・各被告とも判決確定後に改めて面談し、自主退去と滞納家賃等の一括納付の通告を行ったが、滞納額が高額で一括納付が困難なため、分割納付の誓約書を徴取（支払回数・金額等は別途協議）することとし、定期的に納付状況を確認しながら確実に納付するよう指導していく。
- ・なお、退去期日までに自主退去しない場合は、判決に基づく強制執行の申立手続を行うこととなる。

## 6 教育等の振興に関する施策の大綱の策定について（総務部、教育委員会）

平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、地方公共団体の長は、総合教育会議を設置し教育委員会と協議・調整を図りながら、その地域の実情に応じた当該地方公共団体の教育等の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが義務付けられた。

平成27年度に策定した大綱の期間が平成29年度までとなっており、今般、総合教育会議での審議を経て新たな大綱を策定したことから報告するもの。

### (1) 主な内容

#### ① 大綱の概要（基本方針・基本目標）

**基本方針1** 生涯にわたり学び続け、社会を生き抜く力を持つ子どもたちを育成します。

（基本目標1） 時代の変化に対応した教育の推進

（基本目標2） 児童生徒の豊かな心と健やかな体、確かな学力の育成

**基本方針2** 子どもたち一人一人に対応したきめ細かな支援を行います。

（基本目標3） 子どもたち一人一人に対応した教育の充実

（基本目標4） 不登校児童生徒への支援の充実と不登校児童生徒が生まれにくい環境の整備

**基本方針3** 子どもたちが安全に安心して学ぶことのできる環境づくりを推進します。

（基本目標5） 学校における子どもたちの安全の確保

（基本目標6） 児童生徒の学習機会の確保と教育環境の充実

**基本方針4** 地域や家庭とともに、子どもたちの学びや育ちを支えていく環境づくりを推進します。

（基本目標7） 家庭の教育力の向上を図るための環境づくりの推進

（基本目標8） 地域と連携・協働した子どもたちの育成と学校づくりの推進

**基本方針5** 生涯を通じた学びやスポーツ、多様な文化芸術との触れ合いを通し、豊かな地域社会の形成を目指します。

（基本目標9） 生涯にわたる学習・スポーツ活動の推進

（基本目標10） 文化芸術による豊かな地域社会の形成

**基本方針6** 郷土の歴史や文化・芸能に関する理解を深め、地域への愛着や誇りを育みます。

（基本目標11） 文化財、伝統文化・伝統芸能に対する理解の促進及び保護・継承の推進

② 大綱の期間

平成30年度から平成33年度まで

(2) 今後の予定

平成30年8月上旬 市ホームページへの掲載  
市議会議員あて冊子の配布

7 平成31年石巻市成人式について（教育委員会）

成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に成人式を行う。

(1) 主な内容

① 日程及び会場

平成30年6月30日現在（人）

日 時	地 区	会 場	対象者数
1月 5日（土）午後 2時	桃 生	桃生公民館文化ホール	53
1月13日（日）午前11時	河 南	遊楽館かなんホール	174
1月13日（日）午前11時	北 上	北上中学校体育館	21
1月13日（日）午後 2時	石 巻	石巻専修大学体育館	1,001
1月13日（日）午後 2時	河 北	河北総合センター文化交流ホール	71
1月13日（日）午後 2時	雄 勝	雄勝小・中学校多目的ホール	13
1月13日（日）午後 2時	牡 鹿	牡鹿保健福祉センター多目的ホール	20
計			1,353

平成30年6月30日現在対象者数内訳（住民登録者）（人）

地 区	男	女	計
石 巻	515	486	1,001
河 北	35	36	71
雄 勝	1	12	13
河 南	93	81	174
桃 生	34	19	53
北 上	7	14	21
牡 鹿	19	1	20
計	704	649	1,353

② 開催内容

(ア) 対象者について

平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、石巻市に住所を有する者（外国人も含む）。又は、就職、進学等で石巻市以外に住所を有しているが、帰省して参加を希望する者

(イ) 会場について

毎年1月に7地区（旧市町単位）で開催

(ウ) 式典内容について

式典のほか、祝賀演奏など地区ごとに趣向を凝らしたアトラクションを実施（毎年、対象者の中から実行委員会を組織し、当日の受付、司会、アトラクションの企画・運営などを担当している。）

(2) 今後の予定

平成30年 9月 市報いしのまき9月1日号へ掲載予定

12月 案内通知（はがき）発送予定

・石巻地区分 12月5日頃に発送予定

・6地区分 12月5日頃に6公民館に引き渡し予定

[その他]

・トランジット・リボンアート2018について（産業部）

・文化人・芸能人の多彩な美術展2018について（教育委員会）

以 上